百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八　第一項第八号に掲げる場合　四万九千五十円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

九　第一項第九号に掲げる場合　四万二千九百円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十四万三千円に満たないときは、十四万三千円）から十四万三千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十　第一項第十号に掲げる場合　三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一　第一項第十一号に掲げる場合　三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十九条の三第三項第二号中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　第一項第四号に掲げる場合　十万四千七百円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五　第一項第五号に掲げる場合　九万七千二百円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十九条の三第三項第一号の次に次の一号を加える。

二　第一項第二号に掲げる場合　十五万千五百円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

第二十九条の三第四項第一号中「次号から第六号までに掲げる場合以外の場合」を「法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が千百七万円以上のものである場合」に、「六万千五百円」を「三十四万二千円と、第二十九条の二第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」を「十四万百円」に改め、同項第六号中「第一項第五号イ」を「第一項第十三号イ」に、「第十四項第五号」を「第十四項第六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第五号を第十三号とし、同項第四号中「三百八十万円」を「二百三万円」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十　法第四十二条第一項第四号に規定する所得の額が五十七万円以上のものである場合（前各号、第十三号又は第十四号に掲げる場合を除く。）　六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一　法第四十二条第一項第四号に規定する所得の額が二十八万円以上五十七万円未満のものである場合（第十三号又は第十四号に掲げる場合を除く。）　六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十二　法第四十二条第一項第四号に規定する所得の額が二十八万円未満のものである場合（次号又は第十四号に掲げる場合を除く。）　六万千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第二十九条の三第四項第三号中「六百九十万円」を「五百四万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が二百八十万円以上三百八十万円未満のものである場合　十一万四百円と、第二十九条の二第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八　法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が二百三万円以上二百八十万円未満のものである場合　九万八千百円と、第二十九条の二第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十九条の三第四項第二号中「六百九十万円以上」の下に「九百万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が六百十万円以上六百九十万円未満のものである場合　二十万九千四百円と、第二十九条の二第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から